

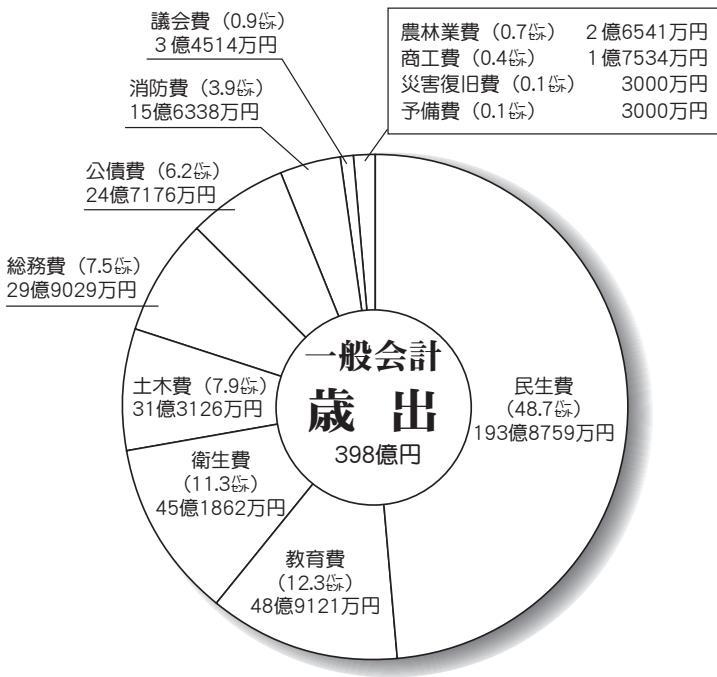
平成29年度予算

～ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！
みんなでつくる笑顔あふれるまち富田林～

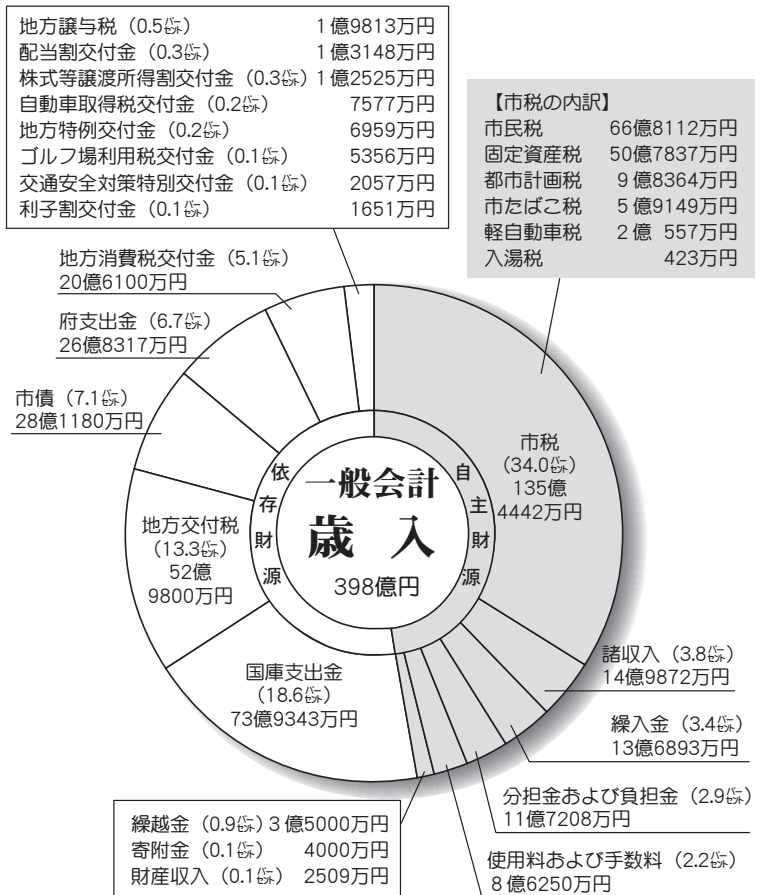
問い合わせ 財政課（内線336）

29年度予算編成では、将来にわたって市民生活の安心を確保するため、「安心できる子育て・教育環境の整備」「安心できる医療体制の構築」「安心して暮らせるまちづくり」に重点を置くとともに、持続可能な財政基盤の構築をめざしました。

一般会計歳出（目的別）



一般会計歳入



会計別予算額

区分	29年度予算額	昨年度比
一般会計	398億円	1.52%
特別会計		
国民健康保険事業	159億3383万円	1.83%
財産区	1192万円	△48.33%
介護保険事業	100億8704万円	4.94%
後期高齢者医療事業	16億9980万円	7.05%
南河内広域行政共同処理事業	1億6041万円	7.41%
計	278億9300万円	3.23%
公営企業会計		
水道事業	37億9038万円	△17.74%
下水道事業	53億4072万円	△5.90%
計	91億3110万円	△11.20%

今年度の主な実施事業
については、4ページ
をご覧ください。



● 29年度予算の状況 ●

一般会計 398億円
 予算総額 768億2410万円

今年度の予算総額は、一般会計が398億円、特別会計が278億9300万円、公営企業会計のうち水道事業会計が37億9038万円、下水道事業会計が53億4072万円となっています。

収入（歳入）の大きな柱である市税は、5620万円の増（昨年度比0・4割の増）となっています。歳出を目的別で見ると、予算規模の大きいものから、高齢者福祉や生活保護、また保育や子育ての施

策に必要な経費（民生費）193億8759万円、教育関係の経費（教育費）48億9121万円、予防接種や清掃など、健康で衛生的な生活環境を保持するための経費（衛生費）45億1862万円となっています。性質別に見ると、予算規模の大きいものから、扶助費の119億3750万円、人件費の75億6599万円、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業などの各会計への繰出金が55億7336万円となっています。

平成29年度施政方針（抜粋）

わが国の景気は、緩やかな回復基調が続き、雇用・所得環境の改善など期待感もある一方で、非正規雇用の増加、またイギリスのEU離脱やアメリカ合衆国での新政権発足など、先行きの不透明感を拭い切れな



い状況が続いております。

平成27年の国勢調査結果では、調査開始以来、初めてわが国の人口が減少し、今後の自治体運営においても、将来をしっかりと見据えた舵取りが、これまでも増して必要であると考えております。

この間、本市におきましては、少子高齢化や人口減少への対応など、さまざまな行政課題に積極的に取り組み、市民の皆様が、将来に希望を持ち、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりました。

これからも本市が更なる発展を遂げることができるよう、今後10年間のまちづくりの指針となる、新たな「総合ビジョン」を策定させていただき、まちの将来像の実現に向けた各種施策を、積極的かつ効果的に実施してまいりたいと考えております。

平成29年度予算につきましては、本市の重点施策であります「子育て・教育」「安全・安心」はもとより、各分野の施策を着実に実施し、市民生活をしっかりと支える予算とさせていただいたところです。

今日、私たちを取り巻く環境は、厳しさを増しておりますが、今後も「私たちのふるさと富田林」が「煌のまち」として、光り輝き続けることができるよう、そして、新たな「総合ビジョン」に掲げる市の将来像「ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！みんなで作る笑顔あふれるまち富田林」を実現することができるよう、力強く市政を推進してまいりますので、市民の皆様のご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

富田林市長 多田 利喜

※施政方針の全文は、情報公開課または市ウェブサイトの「市長のページ」でご覧いただけます。

市民一人当たり計算すると

29年度の一般会計予算を、今年1月31日現在の住民基本台帳人口に基づき、市民1人当たりの額に換算すると下表のとおりになります（目的別の額）。

民生費 17万231円	教育費 4万2947円	衛生費 3万9675円	土木費 2万7494円
総務費 2万6256円	公債費 2万1703円	消防費 1万3727円	議会費 3030円
農林業費 2330円	商工費 1540円	災害復旧費・予備費 527円	合計 34万 9460円

魅力のあふれるまちのにぎわいづくり

◇「金剛きらめきイルミネーション」の実施《1500万円》

実施地域を拡大し、内容を充実します。



◇若者・女性に対する雇用支援策の実施《300万円》

市内企業への見学会や就労マッチングを引き続き実施します。

◇産学官連携による研究費補助の拡充《600万円》

企業と大学が連携した新技術・新商品の開発費用に対して新たに補助します。

◇農を活かした産業連携による仕事創出の実施《1080万円》

「えび芋」をはじめ、富田林産の農産物を活用し、農業を軸とした新たな雇用創出を目的とした事業を引き続き実施します。



◇Only Oneの魅力発信《498万円》

本市を中心とした近鉄長野線沿線の魅力発信を引き続き実施します。

安全・安心で美しく快適なまちづくり

◇防災用備蓄資機材などの配置《1120万円》

地震や風水害などの災害に備え、避難所などに防災用備蓄資機材などを引き続き整備します。

◇市庁舎現状調査の実施《980万円》

災害時の防災拠点としての機能を果たせるよう、市庁舎の耐震化などに向けた検討を実施します。

◇街路灯のLED化の実施

《1150万円》

省エネルギー化のため、市全域の街路灯をLED化します。



◇鉄道高架事業《2億7224万円》

府道美原太子線(粟ヶ池バイパス)と市道桜井1号線が交差する近鉄長野線の鉄道高架事業に、府市共同事業として引き続き取り組みます。

◇空き家対策の実施《1400万円》

空き家実態調査の実施と不良空き家などの除去費用を新たに補助します。

将来を見据えた持続可能な行財政運営の推進

◇地方公会計の整備《380万円》

地方公会計を整備し、適切な行財政運営をします。

主体的な市民参加と協働によるまちづくり

◇市民ワークショップの実施《280万円》

「総合ビジョン」の浸透・市民協働の意識醸成のため、市民ワークショップを実施します。

29年度予算の 主な実施事業

未来への希望を育む子育て・教育

◇中学3年生までの子ども医療費を助成《3億808万円》

0歳～中学3年生までの入院、通院にかかる医療費を引き続き助成します。

◇学童クラブの整備《8230万円》

入会希望者の増加に伴い、クラスを増設するための施設整備を実施します。

◇病児保育の実施《1967万円》

保育所や学童クラブなどに通っている児童を対象に、「病児保育」を引き続き実施します。

◇家庭的保育の実施《1543万円》

待機児童解消をめざして、0～2歳までの子どもを保育する「家庭的保育」を新たに実施します。



◇産後ケア事業の実施《165万円》

産後ケア事業を引き続き実施します。

◇学校給食センターの建て替え《9億4389万円》

小学校給食において、新たな学校給食センターの建て替えを引き続き実施します。

◇生涯学習施設の開設《1438万円》

旧公会堂跡地に、若者の交流や生涯学習活動の拠点となる生涯学習施設「富田林市きらめき創造館」を開設します。

◇英語教育の充実《2467万円》

外国人英語指導助手の小学校への配置日数を増やします。

◇中学校教育用パソコンの更新《4251万円》

中学校のパソコン機器などをリニューアルします。

みんなで支え合う健やかで心豊かな暮らしづくり

◇生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援の実施《1100万円》

生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援を対象者の範囲を拡充して実施します。

◇富田林病院の建て替え

《1億5914万円》

31年度中の一部供用開始をめざし、老朽化が進む富田林病院の建て替えを大阪府済生会と連携して実施します。



◇市民検診の充実《1287万円》

大腸がんの個別検診やがんミニドックの日曜日実施を新たに実施します。

不育症治療費の助成を開始します

妊娠はするけれど、流産・死産などを繰り返してしまふ場合を「不育症」と呼び、一般的に2回連続した流産・死産があれば不育症と診断されます。不育症は、珍しい病気ではなく、早い段階で適切な診断や治療を受けることで85割以上という高い治療効果が得られ、出産できるといわれています。

本市では、不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、4月1日(土)より、保険適用外の治療費用の一部を助成する「不育症治療費助成事業」を開始します。
助成額 1年度につき上限30万円まで
対象者 次の条件を全て満たす人
 ◇申請日に本市に住民登録

大腸がん検診を市が委託する医療機関でも受診できるようになります

これまで満40歳以上の人で、職場などで大腸がん検診を受ける機会のない人は、保健センターや富田林病院健診センター、新堂診療所で大腸がん検診が受診できましたが、5月より受診できる医療機関を拡大し、市が委託する51の医療機関でも受診できるようになります。

診などと、市が委託する医療機関での大腸がん検診を重複して受けることはできませんのでご注意ください。
 ※受診できる医療機関など詳しくは、4月号広報に折り込みの「平成29年度保健事業案内」をご覧ください。
とき 5月1日(月)～30年3月31日(土)
内容 大腸がん検診(問診、便潜血反応検査)
問い合わせ 保健センター
 (☎)5520

をしている夫婦

◇医療機関で不育症治療が必要であると診断され、保険適用外の治療を受け、4月1日(土)以降に治療が完了した夫婦

◇法律上婚姻をしている夫婦

※他の地方公共団体から同様の助成をすでに受けている場合は対象外です。

※申請方法や申請期限など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 保健センター
 (☎)5520

四季雑感

富田林市長 多田 利喜

4月を迎え、気分も新たに29年度のスタートを切る季節となりました。入学、入社などそれぞれの人生の歩みの中で、大きな節目の時期であることは間違いありません。



さて、開設以来、今年で40年を迎える富田林病院ですが、施設や設備の老朽化が相当進んでいます。今後も地域の中核を成す公的病院として、市民の皆さんに良質な医療を安定的に提供するために、病院の指定管理者である大阪府済生会と協議を重ね、このたびようやく建て替えに関する合意が整い、市議会のご理解もいただき、2月に両者の間で基本協定書を締結することができました。

今後は建て替えに向け、大阪府済生会とともに具体的に取り組んでいくこととなりますが、最大の課題である医師の確保については、近畿大学医学部附属病院との連携が確約されており、完成後は、市民の皆さんにこれからも安心して医療を受けていただける体制が整うものと考えています。

工事の着工まではしばらく時間を要し、また、着工後は病院を利用される人や入院患者さん、付近にお住いの皆さんには、何かとご迷惑をお掛けすることになると思いますが、何とぞ、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、具体的な予定については、今後、広報誌などを通じ、随時お知らせしていきます。

4月より
祝日も開館！
～図書館が
より便利に～

中央・金剛図書館は、これまで祝日は原則休館していましたが、4月より、市

民の皆さんの利便性の向上を図るため、祝日(1月1日を除く)も午前10時～午後6時まで開館します。
 ますます利用しやすくなった図書館をぜひご利用ください。
開館時間 火～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後8時、土・日曜日、祝日 午前10時～午後6時
 ※月曜日が祝日の場合は、翌平日を休館します。
問い合わせ 中央図書館 (☎)4921、金剛図書館 (☎)1171

病児保育事業の「ご利用を 29年度分の事前登録を受け付け」

「病児保育事業」とは、保護者が勤務などで家庭での保育が困難な場合に、病気のお子さんを専用スペースで一時的に保育する事業です。

市内にお住まいで、保育所や学童クラブなどを利用していらっしゃる小学6年生までのお子さんで、病気の回復期や回復期に至らないが当面

の症状に急変が認められないときに利用できます。

また、対象者には、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育を継続利用中で、保護者がお勤めされている場合も含まれます。

※利用にあたっては、事前登録が毎年必要です。

実施施設 富田病院院内保育施設「なでしこ保育園」

安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて 市設置型防犯カメラが稼働しています



本市では、「安全で安心して暮らせるまちづくり」に向け、富田林警察署と連携した28年度緊急対策事業として、市内100カ所、全小学校区に設置した防犯カメラが犯罪を抑止するため稼働しています。

問い合わせ 総務課（内線341）

保育時間など 月々金曜日

（祝日、年末年始は除く）、

午前9時～午後6時

利用期間 1回につき最長

1週間まで

利用者負担 日額2500

円（別途給食代が必要）

事前登録 利用登録申請書

に必要事項を記入し、こども

も未来室へ（郵送不可）

※同申請書は、こども未来

室および市内保育所・学童

クラブの利用者は各施設で

配布します。

※利用方法など詳しくは、

事前登録の際にお渡しする

チラシ、または子育て応援

サイト「TonTon」<http://tdp.ton-ton.jp>をご覧ください。

同申請書のダウンロード

もできます。

問い合わせ こども未来室

（内線298）

～大規模災害に備えて～ 各種団体と災害時の 応援協定を結んでいます

近い将来、高い確率で発生が懸念されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に、迅速かつ的確な復旧復興や被災者支援をするため、各種団体と災害時の応援協定を積極的に結んでいます。

28年度中に締結した協定は左表のとおりです。

名称(締結日)	目的、内容など	協定先
災害時における支援に関する協定書 (28年10月3日)	・大規模災害発生時に施設の一部を指定避難所、指定避難場所として開放する。 ・学生ボランティアによる避難所支援を実施する。	学校法人大谷学園 大阪大谷大学
災害時における物資の供給協力に関する協定書 (29年3月1日)	・大規模災害発生時に物資が必要なとき、可能な限り優先的に物資を供給する。	株式会社 コノミヤ

本市では、今後も各種団体と協定締結を推進し、大規模災害に備えていきます。

問い合わせ 危機管理室
(内線9501)

避難行動要支援者名簿に登録を

東日本大震災などの災害を教訓として、25年6月に災害対策基本法が一部改正され、新たに「避難行動要支援者（災害の際に自ら避難することが困難な人）」に係る名簿の作成を市町村に

義務付けるなど、避難行動要支援者対策の強化が図られました。

本市においても、災害時の避難行動要支援者対策として、ご本人の申し出などにより「避難行動要支援者

名簿」に登録し、支援が必要な人の情報を適切な情報管理の下、地域の支援組織に提供して、いざというときに備えていただく取り組みを進めています。

同名簿への登録を希望される人は、地域福祉課または地域の民生委員・児童委員までご連絡ください。

問い合わせ 地域福祉課
(内線282、285)

4月10日(月)から 臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受け付けを開始します

本市では、4月10日(月)から「臨時福祉給付金(経済対策分)」の受け付けを開始します。

給付金の支給を受けるためには、申請が必要で、申請者は市まで申請して

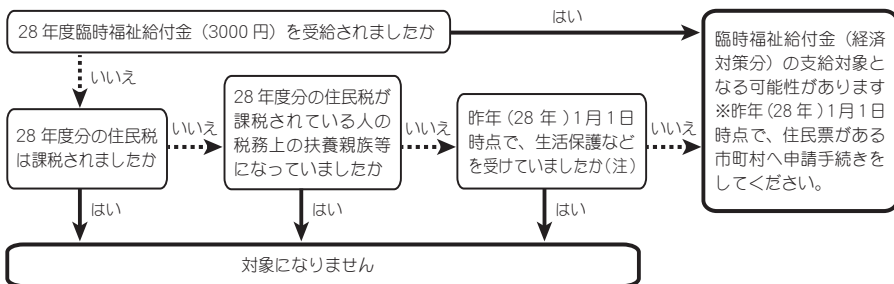
ください。「28年度臨時福祉給付金」を受給された人には、4月上旬より申請書を送付しますが、これ以外の人で申請書が必要な人はお問い合わせください。

対象者 28年度臨時福祉給付金の支給対象者

臨時福祉給付金(経済対策分) 対象者診断チャート

この診断チャートは、臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象者かどうかを判断するためのおおまかな目安を示しています。この診断チャートの結果に必ずしも当てはまらない場合もありますので、不明な点があれば市給付金専用コールセンター ☎0570(077)7651 へお問い合わせください。

《スタート》



(注) 昨年(28年)1月1日時点で、生活保護または中国残留邦人などに対する支援給付を受けていた人など(昨年(28年)10月1日までに廃止・停止となった人を除く)は対象になりません。

対象者 ※昨年(28年)1月1日時点で本市において住民登録をしていない人で、28年度住民税が非課税の人(28年度住民税が課税されている人の扶養親族等)や生活保護受給者などは除く。 ※詳しくは、上図「臨時福祉給付金(経済対策分)対象者診断チャート」をご覧ください。

支給額 一人につき1万5000円
 給付方法 口座振込により支給
 必要書類 申請者の本人確認ができる書類(世帯で申請する場合は世帯全員分の書類が必要)、振込先口座を確認できる書類(28年度臨時福祉給付金を受給された人で同一口座へ振り込み希望の場合は不要)
 申し込み 4月10日(月)～10月10日(火)までに申請書に必要書類を添えて、郵送で ☎584・8511 市役所臨時福祉給付金支給担当へ
 ※市役所2階特設受付または金剛連絡所2階特設受付への持参も可(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)。
 ※4月15日(土)、23日(日)の間は市役所、金剛連絡所とも特設受付を開設(ただし、市役所の受付場所は15日(土)地下902会議室、23日(日)地下904会議室)。
 ※制度について詳しくは、厚生労働省特設ホームページ [http://www.2kyufu.jp/] をご覧ください。厚生労働省給付金専用ダイヤル ☎0570(037)1921 へお問い合わせください。
 お問い合わせ 市給付金専用コールセンター ☎0570(077)7651

市緑化フェア&植木市を開催

とき 4月27日(木)～30日(日)、午前10時～午後4時
 ところ 津々山台公園

緑化フェア(内容など)

- ◆松の剪定講習(4月27日(木)の午後1時30分～、29日(日)の午前10時～)
- ◆木の魚で釣り大会(4月27日(木)の午後3時～、29日(日)の午前11時～)
- ◆寄せ植え講習(4月28日(金)の午前10時～受け付け、先着20人、有料)
- ◆庭のDIY講習(4月28日(金)の午後1時30分～)
- ◆木の動物置物作り(クラフト体験)(4月29日(土)、30日(日)のいずれも午前10時～、先着各50人)
- ◆家庭菜園の土づくり講習(4月29日(土)の午後1時30分～)
- ◆花と緑のビンゴゲーム(4月29日(土)の午後2時30分～、30日(日)の午後1時30分～、小学生以下対象)

- ◆庭木の剪定講習(4月30日(日)の午前10時～)
- ◆これ何の種クイズ(4月30日(日)の午前11時～、小学生以下対象)
- ◆緑のオークション(園芸資材などの競り売り)(4月30日(日)の午後3時～)
- ◆「まちの樹・緑」図画コンクール(28年度)入賞作品展
- ◆樹木医相談(みどりの相談)
- ◆緑のリサイクルコーナー
- ◆こどもクラフトコーナー(小学生以下対象)
- ◆緑化苗の無料配布(4月号広報に折り込みの「市緑化フェア&植木市」の引換券をご持参ください) ※無くなり次第終了します。

植木市(内容)

- ミニ庭園の展示販売
 - 鉢花、花木、苗木、庭園樹、肥料、土、わら、資材などの販売
 - 庭造り相談
- 問い合わせ みどり環境課(内線431)、市公園緑化協会(内線409)

年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮されます

これまで老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険などの加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、8月1日（火）からは資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

●対象となる人は手続きが必要で

65歳以上で対象となる人には、7月までに日本年金機構から「年金請求書」が順次送付されます。届きましたら、必要事項を記入し必要書類を添えて提出してください（提出先は同請求書に記載）。保険料を納付した期間などに応じて、支給される年金額が決まります。また、年金を受け取るために必要な資格期間が10年

に満たない場合でも、サラリーマン（厚生年金保険や共済組合の加入者）の配偶者期間や、年金記録が統合できていない場合などを含めると、年金受給資格期間の10年を満たす場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ ねんきんダイヤル（☎0570-051165）、天王寺年金事務所（☎06-67727531）

※本市において、日本年金機構職員を騙る者からの、還付金詐欺の事象が報告されています。詳しくは32ページをご覧ください。

骨髄バンクドナーに助成金を交付しています

本市では、白血病などの治療に有効な骨髄移植を推進し、骨髄バンクへのドナー登録者増加を図るため、骨髄移植の提供者（ドナー）に対して、助成金を交付しています。

対象者（次の全てに該当する人）

- ◎本市に住民登録をしている人
- ◎（公財）日本骨髄バンクが実施している「骨髄バンク」に登録し、提供を証明する書類の交付を受けている人
- ◎骨髄・末梢血幹細胞の提供を25年4月1日以降に完了した人

助成額 骨髄の提供に際して入院および通院に要した日数で1日当たり2万円（上限14万円）

申し込み 市ウェブサイトの各課のページ「健康づくり推進課」からダウンロードした骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書に必要事項を記入し、日本骨髄バンクが発行する提供を証明する書類を添えて、提供を完了した日の属する年度の3月末日、または完了日から14日以内のいずれか遅い日までに保健センター（☎(28)5520）へ（郵送不可）※必要書類など詳しくは、お問い合わせください。

後期高齢者医療制度に 関するお知らせ

保険料のお知らせと納付方法

◆普通徴収の人（年金から天引きでない場合）

今年7月に、29年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に係る「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付します。

通知書に基づき、納付書払いや口座振替などの方法で納付してください。

※状況により、10月から特別徴収（年金からの天引き）に変更となる場合があります。

◆特別徴収の人（年金から天引きの場合）

年金受給額が年額18万円以上の場合、原則として年6回（偶数月）の年金受給時に、次のとおり年金から保険料が天引きされます。

○4・6・8月分

28年度は普通徴収で納付されており、誕生月により今年4・6・8月から新たに特別徴収となる人には、28年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。

それぞれ、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。今年2月に保険料を特別徴収で納付していた場合には、4月の年金受給時には、2月の納付額と同額を仮徴収額として特別徴収しますので通知はありません。

○10・12・2月分

29年度の後期高齢者医療保険料が決定（本算定）され、10月分以降が特別徴収となる場合、7月に「保険料額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。10月以降の年金受給時に、28年中の所得に基づいて計算された年間保険料（本算定額）から仮徴収などにより、すでに納めていただいた金額を差し引いた額を、支払い回数に振り分けて特別徴収します。

◆特別徴収から口座振替に変更できます

保険料の納付方法が特別徴収（年金からの天引き）の人や、新たに特別徴収に変更される人は、申し出により年金からの天引きを口座振替での納付に変更できます。変更を希望する人は、預（貯）金通帳、通帳の届け出印、被保険者証を福祉医療課へ持参してください。

※なお、預（貯）金通帳、通帳の届け出印に代わり、金融機関のキャッシュカードを持参することにより簡単に口座振替の手続きができる「ペイジー口座振替サービス」を利用していただく場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問い合わせ 福祉医療課（内線158、159）

65歳以上の人に 成人用肺炎球菌予防接種の 費用助成を実施しています

本市では、国が指定する定期接種対象者（今年度、65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人）だけでなく、65歳以上の人に成人用肺炎球菌予防接種の費用助成を実施しています。

対象者
●65歳以上（昭和28年4月1日以前生まれ）で、初めて接種する人
●60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能ま

たはヒト免疫不全ウイルス（HIV）により免疫機能に障害を有し、身体障がい者手帳1級または同程度の障がいがある人
※これまでに接種したことのある人は対象となりません。
※再接種する場合は、全額自己負担です。かかりつけ医と相談し、5年以上の間隔をあけて接種してください。



実施期間 4月1日（土）～30年3月31日（土）まで
実施医療機関 4月号広報に折り込みの「平成29年度保健事業案内」に記載
※実施医療機関以外で接種希望の場合は助成額（上限あり）を還付しますので、接種前にご相談ください。
費用 30000円
※定期接種対象者で生活保護世帯の人は無料で受けることができますので、接種前にお問い合わせください。
申し込み 保健センター
〔☎285520〕へ
※接種前に必ず保健センターにご連絡ください。直接医療機関に行っても接種できません。

妊婦歯科健康診査を 受けましょう

妊娠中は、つわりなどの影響もあり、口の中の衛生状態が悪くなりがちです。また、女性ホルモンが増加することにより歯肉炎を引き起こしやすく、進行も早くなります。

妊婦歯科健康診査を受けて、早産などの原因になることがある歯周病を予防しましょう。
内容 問診、歯科健康診査、歯科保健指導（指定の歯科医院で妊娠中に1回）

対象者 市内在住で妊娠中の
人

※「妊婦歯科健康診査受診券」は、妊婦健康診査受診券つづりの中にあります（前年度にお渡ししている受診券も使用できます）。
※受診できる医療機関など詳しくは、4月号広報に折り込みの「平成29年度保健事業案内」をご覧ください。
問い合わせ 保健センター
〔☎285520〕

29年度分 住民活動災害保障保険の 加入申請を受け付け

住民活動災害保障保険は住民団体が日帰りで実施する無報酬のボランティア活動や、地域での社会奉仕活動（清掃活動、防火・防災活動、防犯活動、社会福祉活動など）中の事故・災害に対し、責任者の賠償責任や参加者のけがによる入院・通院などの費用を市で補填することによって、住民活動の促進を目的としています。保険には、市が一括加入し、保険料も市で負担します。
29年度分の保険加入申請の受け付けは次のとおりです。

保険期間 6月1日（木）～30年6月1日（金）
加入できる団体 活動拠点が市内にあり、市内に居住している5人以上で構成する団体（指導者および育成者は市外在住でも可）
賠償責任保険
・限度額 被害者1人につき2000万円、1事故につき1億円（免責1万円）
《傷害保険》
・死亡 200万円
・後遺障害 6～200万円
・入院 1日15000円
・通院 1日10000円
・入院、通院は事故日より対象です。入院保険金は180日間、通院保険金は180日間以内で通院日数90日間が限度です。
※自らの娯楽などを目的としたスポーツや、文化・親睦活動などは対象になりません。
申し込み 4月14日（金）までに、申請用紙に必要事項を記入し、昨年度の活動実績（活動回数と活動人数をまとめた資料）と今年度の活動予定を添えて、市民協働課または各団体の関係する部署へ
※初めて加入申請される団体は、会員名簿を併せて提出してください。
問い合わせ 市民協働課
（内線473）

マンホールカードの配布を開始します

「マンホールカード」とは、(公社)日本下水道協会が事務局を務める下水道広報プラットホーム(GKP)が、下水道への関心を深めてもらうと企画した、日本各地のマンホールのふたの図柄を、そのデザインの由来とともに紹介するコレクション用のカードです。



このたび、本市でも同カードを作成し、4月3日(月)より配布を開始します。
配布場所 下水道課窓口で、手渡しで無料配布
 ※配布は、一人一枚までです。事前予約や郵送での配布はできません。
 ※配布時には、アンケートにご協力をお願いします。
配布時間 月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分
配布枚数 2000枚
問い合わせ 下水道課(内線262)

このほろを一緒にあげませんか

NPO法人夢の会では、毎年たくさんこのほろを石川河川敷にあげています。今年も4月9日(日)～5月14日(日)まで、石川河川敷川西グラウンドにこのほろをあげます。

す。参加していただける人は、4月9日(日)、午前10時に同グラウンドへお越しください。
 また、同会では使わなくなったこのほろの寄付も受け付けていますので、ご協力をお願いします。
問い合わせ 占部さん(☎090(3284)1120)

文化事業を助成します

文化振興基金の収益金を運用して、市の文化振興を図るために実施する文化事業に助成金を交付します。
 助成額は、飲食費などを除く対象経費の2分の1以内で上限20万円です。
 次のいずれかに該当する事業で、30年3月30日(金)までに実施し、確認書類を提出できる事業が対象となります。

中学生・高校生・大学生を中心とした「青少年委員会」のメンバーを募集～「富田林市きらめき創造館」を一緒に盛り上げよう！～

本市では、旧公会堂跡地(常盤町16の11)に建設中の「若者の育成拠点」と位置付けた新施設「富田林市きらめき創造館」の9月オープンに向け、準備を進めています。

このたび、活気あふれる施設をめざし、施設で実施するイベントや講座を一緒に考えてくれる「青少年委員会」のメンバーを、昨年度に引き続き募集します。

同創造館を、青少年が楽しみながら成長できる場所、困ったことを解決できる場所にするために、ぜひ若い皆さんの力を貸してください。

対象者 市内在住・在学・在勤で中学1年生～30歳未満の人 **募集** 30人

申し込み 4月17日(月)～5月12日(金)までに、生涯学習課 [☎(24)1451] へ (申し込み多数の場合抽選)

■団体結成後の節目(10周年など)に文化の振興に著しく寄与する事業を実施するとき
 ■団体が文化の振興のために、特に意義がある事業を実施するとき
 ■市または市教育委員会と市内文化団体が協働して文化の振興に寄与する事業を実施するとき
申し込み 4月3日(月)～28日(金)までに、申請書に必要事項を記入し、生涯学習課(青少年センター) [☎(24)1451] へ ※申請書は4月3日(月)～、同課で配布(市ウェブサイトの各課のページ「生涯学習課」からダウンロードもできます)。

ご存じですか 無期転換ルール

無期転換ルールとは、労働契約法の改正により、25年4月から、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、労働者の申し込みにより期間の定めのない無期労働契約に転換できるルールです。

25年4月以降に1年ごとに更新している有期労働契約労働者は、30年4月1日(日)から無期転換申込権が発生します。

無期転換ルールは、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

無期転換が円滑に進むよう、無期転換ルールの導入に向けた準備を進めましょう。

※詳しくは、有期契約労働者の無期転換ポータルサイト [http://mukimhlw.go.jp/] をご覧ください。

問い合わせ 大阪労働局指導課 [☎06(6949)6494]

市民体験農園 利用者を募集

農園名・開設場所 ①平町農園Ⅱ平町二丁目、②若松町農園Ⅱ若松町四丁目、③宮甲田農園Ⅱ甲田六丁目、④川西農園Ⅱ甲田五丁目、⑤西板持農園Ⅱ西板持町一丁目

募集区画数 ①4区画、②5区画、③④3区画、⑤1区画

利用料 年額3500円
※1区画約15平方メートル
※駐車場はありません。
申し込み 4月20日(木)消印有効)までに往復はがきに農園名、住所、氏名、電話番号、返信はがきに宛名を記入し、☎584・8511 市役所農業振興課内市民体験農園受付係(内線445)へ(申し込み多数の場合抽選)



29年度分 無料ごみシールを郵送しました

3月15日～28日の間に、無料ごみシールを郵送しました。
シールがまだ届いていない場合は、至急衛生課まで連絡してください。
シールの交付申請
住民登録をされていない人などにはシールを郵送することができませんので、



本市に居住していることを証明するもの(住所と氏名が記載された水道代などの領収書、賃貸契約書、郵便物など)と印鑑を持参し、衛生課または金剛連絡所で申請をしてください。

ゴールデンウィーク中のごみ収集は通常どおりです

ごみは、祝日(年末年始は除く)も日程どおり収集しています。
ただし、祝日はごみの量、交通状況などにより、通常より収集時間が早くなる場合がありますのでご注意ください。
燃えるごみと粗大ごみは午前7時から、資源ごみは午前9時から順次収集します。
問い合わせ 衛生課(内線144～146)

カラスよけネット、生ごみガードの購入に対して補助しています

本市ではごみ置場のカラス対策として、カラスよけネットなどの購入に対して、補助金を交付しています。
※購入する前に補助金の交付申請が必要です。
●補助対象団体
町会(自治会)などでごみ置場を管理している団体

●対象となる器具
①カラスよけネット
※ごみ置場1カ所につき1個のみ、1回の申請につき5個まで。
②生ごみガード
※1回の申請につき1個のみ、各団体につき各年度2個まで。

●補助金額
いずれも購入価格の2分の1の額(消費税は除く)で、
①は、1個当たり1000円まで(10円未満は切り捨て)、②は、1個当たり7500円まで(10円未満は切り捨て)
●申請に必要なもの
印鑑、ごみ置場の位置図
※申請方法など、詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ 衛生課(内線144～146)

微小粒子状物質(PM2.5)に関する情報

微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中を漂う物質のうち、直径2.5ミクロン(マイクロは100万分の1)以下の特に小さな粒子で、工場の排ガスなどに含まれるすが主成分です。府では、時間ごとの情報を府大気汚染常時監視のページ[<http://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/taikikanshi/>]で公開しています。

また、大気中のPM2.5が国の指針による注意喚起の濃度レベルを超える場合は、注意喚起の情報が府の防災情報メールで配信されます。なお、注意喚起が発令された場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動はできるだけ避けてください。

同メールを受信するには、事前に登録が必要です。登録方法についてはおおさか防災ネットホームページ[<http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventInfoMail.html>]をご覧ください。

※同メールは、光化学スモッグや警報、注意報などの情報も配信していますので、必要に応じてご活用ください。

問い合わせ みどり環境課(内線432)

市営錦織・甲田住宅、市営若松団地の入居者を募集

	住宅名/住所	交通機関	募集戸数	構造	間取り/建築年(募集対象者)
一般募集(公営住宅)	錦織住宅/錦織南二丁目	近鉄長野線 滝合不動駅下車 徒歩約20分	1戸	高層一部中層RC造(エレベーター有)	2DK/H11築 浴室・浴槽あり(2人以上の世帯)
一般募集(公営住宅)	甲田住宅/甲田三丁目	近鉄長野線 川西駅下車 徒歩約7分	2戸	中層RC造	3DK/H5築 浴室あり・浴槽なし(2人以上の世帯)
親子等近居募集(公営住宅)	甲田住宅/甲田三丁目	近鉄長野線 川西駅下車 徒歩約7分	1戸	中層RC造	3DK/H5築 浴室あり・浴槽なし(2人以上の世帯)
親子等近居・地域コミュニティ募集(公営住宅)	若松団地第3住宅/若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約5分	8戸	高層RC造(エレベーター有)	1DK/H28築 浴室・浴槽あり(2人以上の世帯) ※高齢者などの単身者可。

募集住宅・戸数など 左表のとおり
申込資格 次の全てに該当する人
①現在住宅に困っている人
②市内在住・在勤の人

- ③同居または同居しようとする親族がある世帯
- ④保証人がある人
- ⑤公営住宅法に基づく収入基準に合う人
- ・申込家族全員(申込者と同居人)の収入を含めた計算後の月収額が15万8000円以下の人
- ・公営住宅については、裁量階層世帯(高齢者、障がい者などの世帯)に該当する人で、計算後の月収額が15万8000円を超え25万9000円以下の人でも申し込みができます
- ⑥申込者が独立の生計を営む人で家賃、共益費を払うことができる人
- ⑦申込者および同居しようとする親族が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でない人
- ※親子等近居募集は、介護や地域コミュニティの推進を図るため、市営甲田住宅については第二中学校区内に、市営若松団地については第一中学校区内に、親族が居住しており、近居することにより双方の利益が見込まれる世帯に限ります。
- ※地域コミュニティ募集は、地域でのコミュニティの推進を図るため、申込者が第一中学校区内に6カ月以上継続して居住または勤務されている世帯に限りま

す。
申込書の配布 4月3日(月)～17日(月)まで住宅政策課、金剛連絡所、人権文化センターまたは南河内府民センターで配布(土・日曜日は除く)
申し込み 4月3日(月)～17日(月)(消印有効)までに、指定の封筒で郵送
問い合わせ 住宅政策課(内線436、437)

4月18日(火)～27日(木)までの間、「子どもと女性を対象とする犯罪の被害防止」「特殊詐欺の被害防止」にひった

春の地域安全運動

みんなで力を合わせて
安全・安心まちづくり

くりおよび自動車を対象とする犯罪の被害防止」を重点に、春の地域安全運動が実施されます。

本市では期間中、市防犯委員会などと協力し、駅前などで啓発グッズを配布するなど、犯罪防止啓発活動を実施します。

皆さんも次のようなことに注意して、被害に遭わないようにしましょう。

●ひったくりの被害防止
・自転車のかごには、ひったくり防止のカバーなどを付けましょう

・昼夜にかかわらず、人通りの多い明るい道を選びましょう

●車上・部品狙いの被害防止
・車から離れるときは、エンジンキーを抜き、ドアロックをしましょう

・ナンバープレートやカーナビの盗難防止に「盗難防止ネジ」や「盗難防止装置」を付けましょう

問い合わせ 富田林警察署(☎25)1234

府営住宅の入居者を募集 (29年度府営住宅総合募集)

新婚世帯や小学生以下の子どもを含む親子を中心とする世帯を対象とした「新婚・子育て世帯向け」の他、「一般世帯向け」、「福祉世帯向け」、「車いす常用者世帯向け」などの応募区分ごとに府営住宅の入居者を年6回募集します(上表参照)。

申込書の配布期間および受付期間(消印有効)					
第1回	4月3日(月)～17日(月)	第4回	10月2日(月)～16日(月)	第5回	12月1日(金)～15日(金)
第2回	6月1日(木)～15日(木)	第6回	30年2月1日(木)～15日(木)		
第3回	8月1日(火)～15日(火)				

申込書および募集案内の配布 住宅政策課、金剛連絡所、南河内情報プラザ(南河内府民センタービル1階)などで配布(土・日曜日、祝日は除く)

申し込み 申込書に必要事項を記入し、指定の封筒で郵送(府営住宅藤井寺管理センターホームページ [http://www.osakafueijutaku.jp/] から申し込みできます)

※申し込みにあたっては、収入基準などの申込資格を満たしている必要があります。詳しくは募集案内をご覧ください。

※過去の総合募集で応募割れのあった住宅の随時募集も通年実施しています。

問い合わせ 同管理センター (☎072(930)1093)(日曜日、祝日、年末年始は除く、午前9時～午後5時45分)

春の全国交通安全運動

4月6日(木)～15日(土)までの間「ルール無視 子どもが見てる その行動」「抱っこより 深い愛情 チャイルドシート」「気のゆるみ一杯だけが 命とり」をスローガンに、春の全国交通安全運動が実施されます。

期間中、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本に交通事故防止に向けて取り組みが全国で実施されます。交通事故をなくすためには、一人一人が交通安全に対する意識を高め、基本的なルールを守り、安全な行動を実践することが大切です。

●交通安全大会が開催されます
交通安全教室をはじめ、さまざまな催しを実施されますので、ぜひご参加ください。
とき 4月8日(土)、午前10時～正午(午前9時30分～受け付け)
ところ 富田林モータースクール(寿町三丁目7の7) 入場料 無料(当日、直接会場へ)
問い合わせ 道路交通課 (内線416)

公共交通機関のご利用を

市らくらくバスマップを作成しました

近年、少子高齢化や人口減少、モーターゼーション(自動車の大衆化)などが原因で、公共交通機関の利用者が減少し、各地で電車やバスの路線が減便・廃線となつていきます。
自家用車を持たない人や車を運転できない人にとって公共交通機関は無くしてはならない移動手段であり、

地域の公共交通を守り、育てることはとても重要です。そこで本市では、市内の路線バスを分かりやすく紹介した「市らくらくバスマップ」を作成しました。同バスマップは、市内の各公共施設などに備え付けている他、市ウェブサイトの各課のページ「道路交通課」からダウンロードもできますので、この機会に同バスマップを活用して、公共交通機関でお出掛けしてみませんか。
問い合わせ 道路交通課 (内線416)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行から1年

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が28年4月に施行され、ちょうど1年が過ぎました。

障がいや理由とする差別をなくすことは、全ての人にとって暮らしやすい社会につながります。

障がいや理由とする差別には、「不当な差別的取り扱い(障がいや理由として、正当な理由なく障がいのない人と違う扱いをすること)」と、「合理的配慮の不提供(障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、重い負担がないのに必要な配慮をしないこと)」があります。

障がいのある人と関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う「共生社会」を実現するためには、障がいや障がいのある人のことを正しく理解し、必要な配慮を考えていくことが大切です。

「何かお手伝いすることはありませんか？」と声を掛け「ありがとう！」でつながる温かい社会をめざしましょう。

問い合わせ 障がい福祉課(内線434)

「ヘイトスピーチ解消法」と「部落差別解消推進法」をご存じですか

近年、特定の人種や民族に対する差別的言動や、社会から排除しようとする行為が問題となっていることから、28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。

また、インターネット上などで悪質な部落差別事象が発生していることから、28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

これらの法律では、相談窓口の充実や広報による周知、教育・啓発の充実、実態調査の実施など国や地方公共団体が取り組むべき施策について明記されています。

本市では、これらの法律に基づき、今後さまざまな施策に取り組んでいきます。

問い合わせ 人権政策課(内線472)

マイナンバーカードの日曜交付

同カードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 4月2日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室(日曜窓口コーナー) ※持ち物など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課(内線131、132)